

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第八号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「専従許可」という。」の下に「職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）」を加える。

第十四条中「専従許可を受け」の下に「自己啓発等休業をし」「有効期間中」の下に「自己啓発等休業の期間中」を加える。

第十九条の三中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 自己啓発等休業をしている職員

第二十三条の三を次のように改める。

第二十三条の三 警察職員の特殊勤務手当を支給する作業の種類は、別表第七上欄のとおりとする。

2 警察職員の特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

一 別表第七上欄第一号、第四号から第九号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる作業に従事した場合においては、作業に従事した日一日につき同表の当該各号下欄に掲げる額

二 別表第七上欄第二号、第三号、第十号、第十一号及び第十七号に掲げる作業に従事した場合においては、作業に係る死体一體につき、作業の区分に応じ、同表同号下欄に掲げる額

四 別表第七上欄第十八号に掲げる作業に従事した場合においては、作業に従事した時間一時間につき、潜水深度の区分に応じ、同表同号下欄に掲げる額

五 別表第七上欄第十九号に掲げる作業に従事した場合においては、勤務一回につき同表同号下欄に掲げる額

3 別表第七上欄第十八号に掲げる作業に係る警察職員の特殊勤務手当の額を算定する場合において、その月の当該作業に従事した合計時間に十分に満たない端数があるときは当該合計時間が十分に満たないときは、当該端数時間又は当該合計時間を十分に切り

上げる。

4 警察職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第六号による警察職員特殊勤務実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

5 職員が同一の日において、別表第七上欄第一号から第十一号までに掲げる作業のうち二以上の作業に従事した場合は、当該従事した作業のうち手当の額が最も高い作業に係る手当の額を支給する。

6 警察職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

第二十三条の四第一項第二号を次のように改める。

二 総務局総務管理部人事課

第二十三条の七第四項第三号中「通勤による負傷若しくは疾病（派遣条例に定める派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤）を「通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第二条第二項及び同条第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病（外国派遣条例又は公益法人派遣条例（以下これらを「派遣条例」という。）に定める派遣職員（公益法人派遣条例第十一条第一号に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）を含む。第二十三条の十四の八、第二十三条の十四の九、第二十三条の十四の十一、第二十三条の十四の二十四、第二十三条の十四の二十五、第二十三条の十四の二十六、第二十三条の十四の三十一、第二十三条の十六、第二十三条の十七、第二十五条の二及び第二十七条において同じ。）の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（公益法人派遣職員及び退職派遣者については、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該派遣先において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）をいう。以下同じ。）」に改める。

第二十三条の十四の十五第一項第一号中「福祉保健部」を「農林水産局」に改め、同項第二号中「土木部、都市部及び空港港湾部」を「土木局及び都市局」に改める。

第二十三条の十四の二十第一項第一号を次のように改める。

一 環境県民局

第二十三条の十四の二十第一項第二号中「農林水産部」を「健康福祉局」に改め、同項第三号中「商工労働部」を「商工労働局」に改め、同項第四号中「農林水産部」を「農林水産局」に改める。

第二十三条の十四の三十七中「第四項」を「第三項」に改める。

第二十六条第一項及び第二項中「専従許可を受け」の下に「自己啓発等休業をし」を加え、同条第三項第三号中「育児休業」を「自己啓発等休業をしている職員、育児休業」に改め、同条第四項中「専従許可を受け」の下に「自己啓発等休業をし」を加える。

第二十六条の二第一項第三号中「有効期間中」の下に「自己啓発等休業中」を加え

る。

第二十六条の十中「専従許可を受け」の下に「自己啓発等休業をし」を加える。

第二十七条第一項中「専従許可を受け」の下に「自己啓発等休業をし」を加え、同条第三項第一号イ中「百分の九十五・五以上百分の百五十五以下」を「百分の九十三以上百分の百五十以下」に、「百分の百二十一・五以上百分の百九十五以下」を「百分の百十九以上百分の百九十以下」に改め、同号ロ中「百分の八十五以上百分の九十五・五未満」を「百分の八十二・五以上百分の九十三未満」に、「百分の百八以上百分の百二十一・五未満」を「百分の百五・五以上百分の百十九未満」に改め、同号ハ中「百分の七十四・五」を「百分の七十二」に、「百分の九十四・五」を「百分の九十二」に改め、同号ニ中「百分の七十四・五未満」を「百分の七十二未満」に、「百分の九十四・五未満」を「百分の九十二未満」に改め、同条第八項第二号中「育児休業」を「自己啓発等休業をしている職員、育児休業」に改める。

第二十七条の二中「有効期間中」の下に「自己啓発等休業中」を加える。

第二十七条の二の二第一項及び第二項中「専従許可を受け」の下に「自己啓発等休業をし」を加える。

別表第一第二号中「第七十五条」を「第八十一条」に改め、同表第三号中「第七十三条の二十一第一項」を「第一百四十条」に改め、同表第八号中「総務部総務管理局職員健康推進室」を「総務局総務管理部人事課」に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第七（第二十三条の三関係）

作業	作業の種類	支給額
一 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕の作業	五百六十円	
二 交通取締用自動車運転作業	五百六十円	六百九十九円
三 交通取締・交通検査作業	五百六十円	八百四十円
四 現場に臨場して行う犯罪鑑識作業	五百六十円	一千二百六十円
五 現場以外における犯罪鑑識作業	五百六十円	五百六十円
六 警ら用無線自動車運転作業	五百六十円	三百三十円
七 警ら作業	五百六十円	三百四十円
八 留置施設看守作業	五百六十円	二百四十円
九 無線電話通信作業	五百六十円	三百七十円
十 身辺警護等作業	天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の警衛 その他の警衛及び警護	千百五十円 六百四十円

十一 銃器犯罪捜査作業	銃器又は銃器と思料されるものを使用している現行犯人逮捕等作業に付隨して行われる固定配置作業及び銃器を所持する犯人の逮捕の作業（現行犯人逮捕等作業を除く。）	九十九円	千六百四十円	員会の定めるもの（以下「現行犯人逮捕等作業」という。）	銃器又は銃器と思料されるものを使用している現行犯人逮捕等作業に付隨して行われる固定配置作業及び銃器を所持する犯人の逮捕の作業（現行犯人逮捕等作業を除く。）	九十九円	千六百四十円	員会の定めるもの（以下「現行犯人逮捕等作業」という。）
十二 死体取扱作業	死体の検視に関する業務に従事する職員で人事委員会が認めるものが行う死体検視又は死体見分立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する警戒作業で人事委員会の定めるもの	八百二十円	千六百四十円	死体の検視に関する業務に従事する職員で人事委員会が認めるものが行う死体検視又は死体見分立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する警戒作業で人事委員会の定めるもの	死体の検視に関する業務に従事する職員で人事委員会が認めるものが行う死体検視又は死体見分立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する警戒作業で人事委員会の定めるもの	八百二十円	千六百四十円	死体の検視に関する業務に従事する職員で人事委員会が認めるものが行う死体検視又は死体見分立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する警戒作業で人事委員会の定めるもの
十三 運転免許技能試験作業又は取消処分者講習技能診断作業	その他の職員の作業	三千二百円	千六百円	身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、三千二百円	その他の職員の作業	三千二百円	千六百円	身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、三千二百円
十四 術科指導作業								
十五 犯罪捜査等に伴う警察用船舶運行作業								
十六 少年補導作業								
十七 特殊危険物質等取扱作業	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）又はその疑いのある物質（以下「特殊危険物質等」という。）が発散又は漏えいしている状況下で、その現場において行う救助活動又は被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証等の捜査活動若しくは特殊危険物質等の処理作業で人事委員会が認めるもの特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況下と同等の危険性があると人事委員会が認める状況下で、その現場において行う被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証等の捜査活動又は避難誘導等若しくは特殊危険物質等の処理作業で人事委員会が認めるもの特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況下で、その現場に隣接し、特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う被疑者の逮捕、捜索、差押え、検証等の捜査活動又は避難誘導等	一千六百円	一千六百円	一千六百円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、三千二百円）	一千六百円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、三千二百円）	一千六百円	一千六百円	一千六百円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、三千二百円）

特殊危険物質等が発散又は漏えいしていない状況下で、その現場において行う特殊危険物質等の処理作業で人事委員会が認めるもの	二千六百円
特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業	四百六十円
その他特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業	一百五十円
潜水深度二十メートルまで	三百十円
潜水深度三十メートルまで	七百八十円
潜水深度三十メートルを超えるとき	千五百円
千二百四十円	

別表第七の二を削る。

別表第十一中「（第二十三条の十九関係）」を「（第二十三条の十八関係）」に改める。

「**管理職手当
の支給区分
(支給割合)**」を「**管理職手当
の支給区分**」に改める。

（職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成十八年広島県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「百分の七十四・五以上百分の八十五未満」を「百分の七十二以上百分の八十二・五未満」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。